# レクサスカードの会員規約・規定・特約の改定について

2024年9月2日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

レクサスカード (個人用) の会員規約・規定・特約 (以下「規約等」といいます) の改定についてご案内いたします。 なお、本ご案内は、規約等に定められた変更手続きに則り、お客さまとの間の取引に係る契約を変更させていただくものです。

#### 1. 対象カード

レクサスカード(個人用)の会員規約および全明細 WEB 確認特約

## 2. 効力発生日

2024年10月1日より改定後の規約等が適用となります。

# 3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

### (1) 会員規約

改定後の規定(全文)につきましては、2024年10月1日にレクサスファイナンシャルサービスホームページに掲載の予定です。

| 改定前                                | 改定後                              |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 第 13 条の 3 (電子メールアドレス)              | 第 13 条の3 (電子メールアドレス)             |
| 4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事 | 4.本人会員が第3項の手続きを怠った場合、当社の電子メールで   |
| 故、本人会員の責に帰すべき事由、本人会員が電子メールアドレスの    | の通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、第 |
| 変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わ   | 3 項の手続きを行わないことについてやむを得ない事情がある場合  |
| なかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知   | は、この限りではありません。                   |
| の内容を送信した時をもって本人会員に到達したものとみなします。    |                                  |

| 改定前                               | 改定後                               |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 第 18 条(退会)                        | 第 18 条(退会)                        |
| 1. 会員は当社所定の方法により退会することができるものとします。 | 1. 会員は当社所定の方法により退会することができるものとします。 |
| この場合、直ちに会員のカードその他当社からの貸与物を返還し、カー  | この場合、直ちに会員のカードその他当社からの貸与物を返還し、カー  |
| ド利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手   | ド利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手   |
| 続が完了するものとします。なお、退会の際に当社が求めた場合は、支  | 続が完了するものとします。なお、本人会員は、退会後もカードに関し  |
| 払期限のいかんにかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払う   | て生じた一切のカード利用代金等について支払の責任を負います。    |
| ものとし、退会後もカードに関して生じた一切のカード利用代金等につい |                                   |
| て支払の責任を負うものとします。                  |                                   |

#### (2) 全明細 WEB 確認特約

| 改定前                                | 改定後                              |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 第3条(電子メールアドレス)                     | 第3条(電子メールアドレス)                   |
| 4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事 | 4.本人会員が第3項の手続きを怠った場合、当社の電子メールで   |
| 故、本人会員の責に帰すべき事由、本人会員が電子メールアドレスの    | の通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、第 |
| 変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わ   | 3 項の手続きを行わないことについてやむを得ない事情がある場合  |
| なかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知   | は、この限りではありません。                   |
| の内容を送信した時をもって本人会員に到達したものとみなします。    |                                  |